前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の改正について

令和7年11月27日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例(平成16年前橋市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表に次のように加える。

前橋市広瀬スポーツ・カルチャーセンター 前橋市後閑町437番地1

第2条に次の2項を加える。

- 6 前橋市下増田運動場は、次の施設で構成する。
 - (1) サッカー場
 - (2) 野球場
- 7 前橋市広瀬スポーツ・カルチャーセンターは、次の施設で構成する。
 - (1) 体育館
 - (2) 多目的室
 - (3) サッカー場

別表の20の項の次に次の1項を加える。

21 前橋市広瀬スポーツ・カルチャーセンター

			使用料						
区分			6 時~	9 時~	12時~	15時~	18時~	時間外	
			9 時	12時	15時	18時	21時	(1時間	
							当たり)		
体育	館 占有	全面	_	3,270円	3,270円	3,270円	3,270円	1,090円	
	利用	半面		1,630円	1,630円	1,630円	1,630円	540円	
照明 全面				30分当たり150円					
設備 半面 — 30分当たり70円									
	個人	一般		- 1人1回につき310円 —					

	利用	中学生	_	1人1回	_			
		以下						
多目的	占有	101	_	1,820円	1,820円	1,820円	1,820円	600円
室	利用	102~	_	850円	850円	850円	850円	280円
		104						
		201	_	1,130円	1,130円	1,130円	1,130円	370円
		202~	_	850円	850円	850円	850円	280円
		206						
		301		1,130円	1,130円	1,130円	1,130円	370円
		302∼		850円	850円	850円	850円	280円
		306						
		401		1,020円	1,020円	1,020円	1,020円	340円
		402		1,650円	1,650円	1,650円	1,650円	550円
		501 ·	_	1,820円	1,820円	1,820円	1,820円	600円
		502						
	個人	一般		1人1回				
	利用	中学生		1人1回				
		以下						
サッカ	占有	一般	10,260円	10,260円	10,260円	10,260円	_	3,420円
一場	利用	高校生	5,130円	5,130円	5,130円	5,130円		1,710円
		以下						

附則

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。
- 2 前橋市広瀬スポーツ・カルチャーセンターの利用許可その他必要な行為は、この 条例の施行の日前においても行うことができる。